



## 代金決済・受渡に関する契約書

### 買い手用

(以下甲という。)と財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下乙という。)は以下のとおり代金決済・受渡に関する契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、乙が開設・運営する価格形成施設(以下「本件取引場」という。)において、売り手が代金決済・受渡の業務を委託し、乙がそれを受託した米穀につき、甲がその買受を申し出るについては、甲は乙に代金決済・受渡の業務を委託するものとする。

2 甲及び乙は、乙が定める「米穀の入札取引に係る業務規程」、「同細則」、それらに付随する議決事項等(以下「業務規程等」という。)を遵守する外、本契約の各条項を遵守し、誠実に履行しなければならない。

第2条 乙が業務規程等に基づき、入札等の方法により、甲の買受申込に係る米穀につき、売り手および買受米穀を決定した場合には(以下、単に「売り手」「買受米穀」という。)、その決定の時点において、甲と売り手との間で買受米穀に係る別紙標準売買契約書による個別売買契約(以下、「標準売買契約」という。)が成立したものとする。

2 標準売買契約書における買受米穀の売買価格は、業務規程等に基づき、落札等による価格に調整を加えた価格とする。

3 本条第1項により売り手及び買受米穀を決定した場合には、乙は、「成約決定通知書」をウェブ入札取引システム又は電子メールに付して甲宛に送付することにより、売買成約決定を甲へ通知する。

第3条 甲は、前条第3項により売買成約の通知を受けた場合には、代金決済・買受米穀の受渡につき、乙の指示に従い、次のとおり行わなければならない。

(1) 甲は、乙より送付された「成約決定通知書」に記載された受渡期限内に「受渡手配申込書」を発行することにより、買受米穀の受渡を、乙に申出なければならない。

やむを得ない事情により、甲が乙より通知された受渡期限内に、買受米穀の受渡を申出ることができない場合で、事前に文書等による乙

の承認を受けた場合には、期限後における受渡申込ないし買受米穀以外の米穀の受渡申込についても、乙の指示に従った買受米穀の受渡申出とみなす。

- (2) 乙は、甲の受渡申出を受け、「概算請求書」を発行し、電子メールに付して甲宛に送付して、買受米穀の売買代金相当額を概算金として請求するものとし、甲は乙の請求を受け、概算金を予め乙の指定する銀行口座に振込まなければならない。この時の振込手数料は甲の負担とする。
- (3) 乙は、甲の申出を受け、また甲より前号の概算金が乙指定の銀行口座に入金したことを確認したうえで、売り手に買受米穀の出荷を指示し、売り手より出荷の報告を受けた時は、「出荷案内」を電子メールに付して甲宛に買受米穀の出荷を通知する。

甲は、売り手から出荷を受けた米穀が、「出荷案内」および「成約決定通知書」に記載された米穀と一致することを確認し、検収できた場合には、当該米穀を買受米穀として受領しなければならない。
- (4) 甲が、売り手から出荷された米穀を、買受米穀として検収のうえ受領した場合には、その受領の時点をもって、買受米穀の所有権は売り手から甲に移転したものとする。
- (5) 甲は、買受米穀を検収のうえ受領した場合には、「現品受領書」を発行し、売り手に交付しなければならない。
- (6) 乙は、売り手から「現品受領書」の写の郵送を受ける等により、買受米穀の受渡が完了したことを確認できた場合には、売買代金の精算を行うものとする。ただし、置場渡しの場合には、当該米穀が甲の工場等に運送され、甲が約定したものであることを現品にて確認し、その旨乙宛に連絡があった場合に売買代金の精算を行うものとする。

第4条 甲が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、乙は第2条の3により通知した成約決定を取消することができるものとし、甲はこれに異議を述べることはできない。

- (1) 甲が定められた期限内に買受米穀の受渡しを申出なかった場合
- (2) 乙から出荷案内の通知を受けたものと異なる米穀を買受米穀として受領した場合
- (3) 乙からの出荷案内の通知を受けたものと異なる米穀を買受米穀として受領した旨の現品受領書を発行し、売り手に交付した場合

(4) その他、甲が売り手との買受米穀に係る売買について、米穀取引の指標とすべき適正な価格の形成を妨げる行為を行ったとき

第5条 甲が本契約の各条項のほか業務規程等に違反した場合には、乙は、本契約を解除することができ、また、業務規程等に基づき、甲の本件取引場における取引参加を制限する等、必要な措置を講ずることができるものとし、甲はこれに異議を述べることはできない。

第6条 甲と売り手との間において本件売買契約に関し紛争が生じた場合には、甲と売り手とが協議して解決することを基本とし、乙は紛争解決のための支援を行うものとする。

第7条 本契約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上、誠意を持って決定するものとする。

第8条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9条 本契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲・乙いずれからも文書による契約解除の申出がない場合には、さらに1か年延長するものとし、以後これに準じて延長することとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

印

乙 住所 東京都文京区湯島3-26-11  
財団法人全国米穀取引・価格形成センター  
会長 田原文夫 印

## 標準売買契約書

財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下センターという。）が開設・運営する価格形成施設において、売り手（以下甲という。）又は買い手（以下乙という。）が売買に付した米穀について、乙の買受（又は甲の売渡）の申出を受けて、センターが売買を決定した場合には、甲及び乙は、本標準売買契約書（以下本契約書という。）の内容により、次のとおり売買契約を締結するものとする。

第1条 甲は、乙に対し次条以下の約定により米穀を売渡し、乙はこれを買受ける。

第2条 甲が売渡し、乙が買受ける米穀は、センターにおいて売買に付され、センターによって甲を売渡人、乙を買受人と決定された米穀とする。

第3条 前条の米穀に関する甲、乙間の個別売買契約は、センターが売買米穀、売渡人、買受人を決定した時点で、本契約書の内容により成立するものとする。

第4条 売買米穀の産地・銘柄・等級・受渡期限等については、甲または乙がセンターにおいて売買に付す際に提示する条件によるものとし、売り手又は買い手、価格、数量、その他売買に必要な事項については、センターの成約決定によるものとする。

2 取引単位は、原則として輸送単位を基準とし、トン単位で表示する。

第5条 売買契約の建値及び建値場所は、特別の定めのない限り、銘柄別に裸・60kg建、原則としてセンターの業務規程等における受渡地とする。

第6条 受渡は特別の定めのない限り乙の指定する持込場所渡しとする。

第7条 米穀の売買に伴う代金請求は、甲に代わってセンターが実施するものとし、乙はセンターの請求に基づき概算金をセンターの指定口座に振込送金をもって支払い、センターは概算金の入金を確認した後、甲に対し売買成約米穀の引渡しを指示する。

センターは売買成約米穀の受渡が完了したことを確認した後、精算を

行い、売買代金を甲の指定する金融機関口座に振込送金を持って支払うものとする。

第8条 乙は現品の検収・受領にあたり事故を発見したときには直ちに甲及びセンターに通報しなければならない。この場合乙又はセンターは、必要に応じて公的機関または第三者の検定機関等の発行する事故証明書を取得し甲及びセンター又は甲及び乙に提示する。

2 前項の事故による場合には甲、乙が協議して解決することを基本とし、センターは紛争解決のための支援を行うものとする。

第9条 甲及び乙は相互に誠意を持って事故解決にあたり未解決の間は、乙は事故品の保管管理にあたるものとする。

2 現品に事故があった場合には、売買米穀の概算金はセンターに留保のうえ、事故解決後に甲及び乙が、センターに精算を依頼するものとする。  
なお、事故解決までの間に要した保管管理等に係る掛り増し費用は、当該事故に対する責任に応じ、甲若しくは乙のいずれか又は甲及び乙がそれぞれの責任割合をもって負担するものとする。

第10条 甲又は乙が、甲又は乙及びセンターとの間に締結した代金決済・受渡に関する契約書第4条の定めにより、成約決定を取り消された場合には、取り消された米穀にかかる甲、乙間の本売買契約は消滅するものとする。

第11条 甲又は乙が、センターの業務規程等又は標準売買契約に違反し、相手方に損害を及ぼしたときは、不可抗力によるものを除き損害賠償の責に任ずる。

第12条 この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

第13条 この契約について紛争を生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。